

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画(変更素案)の概要

○ 計画策定の趣旨等

- (1)趣 旨：建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、公共・民間関注を問わず、安全衛生経費の確保や一人親方への対処等がなされるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し建設業の健全な発展を目指す
- (2)策定根拠：建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成29年3月16日施行）（第9条）都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めるものとする。

「はじめに」 建設工事従事者の安全及び健康に関する現状と課題

- ・建設工事の現場での労働災害により、県内の建設工事従事者の尊い命が奪われており、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組の推進が必要
- ・気候変動の影響など、建設業界を取り巻く環境の変化への対応や、女性、外国人労働者、高齢労働者等人材の多様化を踏まえた取組の推進が必要
- ・危険作業等の減少や建設現場の環境改善の観点からも、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組の推進が必要
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要
- ・新・担い手3法（※1）や労働基準法（※2）を踏まえた働き方改革、処遇改善等による入職促進、中長期的な担い手の確保が急務

※1「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）」をいう。
※2「働き方改革関連法」において建設業については令和6年4月から時間外労働の上限規制等が行われる。

「第1」 大分県計画の基本方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における現場の安全措置等
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上等

○ 推進体制

大分県計画推進協議会

- 【国】大分労働局、大分河川国道事務所
【県】商工労働部、農林水産部、土木建築部
【関係団体】建設業協会、建設産業団体連合会
全国仮設安全事業協同組合 大分支所
建設業労働災害防止協会 大分県支部
大分県建設合同労働組合

連絡調整会議
(担当者会議)

「第2」 施策 「第3」 推進事項

【施策】

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
6. 実態調査の実施【大分県独自】

【推進事項】

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
3. 積極的な魅力発信による担い手確保【大分県独自】

4. 環境の変化等への対策強化【新設】

(1)熱中症・騒音による健康障害防止対策 (2)解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等 (3)新興・再興感染症への対策

5. 多様化する人材への対策【新設】

(1)女性の活躍促進 (2)増加する外国人労働者の労働災害への対応 (3)高齢労働者の安全と健康の確保

6. 計画の推進体制等

☆ スケジュール(予定)

(R5)

6月

閣議決定
変更計画

7月～

関係機関
協議開始
に
よ
り

8月

①
連絡調整
会議

10月

①
推進協議会

素案作成

12月

議会報告
(素案)

(R6)

1月

パブコメ
意見聴取

2月

②
連絡調整
会議

2月

②
推進協議会

3月

成案作成

3月

(成案)
議会報告

3月

成案公表

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画の変更について

経緯

- 建設職人基本法において、「都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定するよう努めるものとする。」とされており、平成29年6月に閣議決定された国の基本計画をもとに、平成30年12月に大分県計画を策定。
- 令和5年6月に国の変更基本計画が閣議決定されたことにより、大分県計画を変更するもの。

変更の背景

1 大分県計画策定後の状況変化への対応

平成30年に計画を策定してから、以下のような建設工事従事者を取り巻く状況の変化等を踏まえ見直しを行った。

- 気候変動の影響、石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等
- 女性、外国人労働者、高年齢労働者等人材の多様化
- 新・担い手3法(※)、労働基準法を踏まえた働き方改革、処遇改善等
- インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が危険作業等の減少や建設現場の環境改善に寄与することへの期待

※「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)」をいう。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画の変更について

2 国施策の反映

- 「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」
(令和4年10月 厚生労働省実務者会合)
 - ・ 足場点検の確実な実施 等

- 「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」
(令和4年6月 国土交通省実務者検討会)
 - ・ 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成 等

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂
(令和4年4月 国土交通省)
 - ・ 一人親方との取引の適正化 等

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画の変更について

主な変更内容

1 安全衛生経費に関する記載の充実

- ・安全衛生経費を内訳明示するための標準見積書の活用

新旧P.3 第2 1(1)
P.6 第2 6

2 一人親方に関する記載の充実

- ・一人親方との取引の適正化等の周知

新旧P.4 第2 3(3)

3 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に関する記載の充実

- ・新・担い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野のDXの推進
- ・教育訓練の充実等を行う事業主への支援等

新旧P.7 第3 1(3)

4 墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する記載の充実

- ・墜落・転落制止用器具の使用の徹底
- ・足場点検の徹底

新旧P.7 第3 2(1)

5 環境の変化等への対策強化に関する記載の追記

- ・熱中症、騒音による健康障害防止対策
- ・解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
- ・新興・再興感染症への対応

新旧P.8 第3 4(1)、(2)、(3)

6 多様化する人材への対策に関する記載の追記

- ・女性の活躍促進のための取組
- ・増加する外国人労働者の労働災害への対応方法等
- ・高年齢労働者の安全と健康の確保につながる取組

新旧P.8 第3 5(1)、(2)、(3)